

日時：令和元年12月20日（金）午前10時00分開始

場所：市役所 別館2階 第1会議室

1 開会

欠席者の報告、会議の成立、会議の公開及び配布資料の確認を行った。

2 議題 第2期八千代市子ども・子育て支援事業計画の素案（最終稿）について

【議題説明】

事務局から議題について説明を行った。

- ・素案第1稿からの変更点など
- ・前回の会議で挙げられた意見を踏まえた修正点
- ・「教育・保育施設等の整備事業」の確保方策とその考え方
- ・地域子ども・子育て支援事業の特に確保方策等で説明が必要な事業の説明
- ・パブリックコメントの日程

【意見等】

○子どもの権利擁護について、基本理念の空欄あたりに記載していただきたい。また、用語の説明を入れることになっているが、どうなっているのか。（委員）

→用語解説は、素案ではなく、次の原案の段階で資料編に載せる。また、子どもの権利については、直接的な言葉は使っていないが、施策として反映されている。基本理念でも、子どもの権利を尊重した内容となっている。直接的な言葉としては、冒頭で記載する市長挨拶の中で、検討する。（事務局）

○現行計画ではあった子ども自身が自分の意見を表明し、参加するというようなことをどこかに盛り込んでいただけたらと思う。（委員）

○放課後子ども教室における余裕教室の活用について、「教職員のためのスペース」とはどのような教室のことを想定しているのか。また、この中身は、教育委員会は見ているのか。（委員）

→素案は、関係課に照会している。「新放課後子ども総合プラン」の中では、こういったスペースの一時的な活用も積極的に行っていくことが挙げられている。もし、教職員の打ち合わせスペースや休憩スペースがあるようであれば、そういったところも放課後子ども教室で使えるように調整していきなさいという趣旨だと考えている。（事務局）

○教職員のためのスペースを計画に載せると、先生が使える休憩スペースがあると市民に捉えられかねず、誤解を生むのではないかと思う。可能ならこの文言は削除していただきたい。（委員）

- もう一つ「学校の図書室や音楽室といった特別教室のほか、体育館、校庭等」とあるが、特別教室などを使う場合、そこで仕事をしている職員がいたり、いろいろな教具や教材が置いてあったりと、実はそんなに空きはなく、子どもが放課後いないからといって全ての教室が使えるというような認識で計画を進めると、苦しい計画となるため、もう少し学校の中の現状を把握していただきたい。(委員)
- 施設管理に関しても、アラームをどのようにセットするのか、5、6年生が授業をやっているときに、低学年の学童や放課後子ども教室の子どもたちがどのように動くのかなど、しっかりと話し合っていたいただきたい。(委員)
 - 放課後子ども教室の開設について学校と協議をしている中で、余裕教室のない学校があることは、こちらも把握しており、教育に支障のない範囲で進めようとは考えている。放課後子ども教室の場合、活動に必要なものを持って移動するなど部屋を占有することなく運営が可能のため、学校と協議をしながら、一か所にこだわらないような運営もできたら良いと考えている。(事務局)
 - 放課後子ども教室は、文部科学省事業だが、担当課が子育て支援課となっており、計画の中で教育委員会との具体的な連携と記載されている。この文言に抵抗があるのであれば、そこだけ具体的な部屋を削除するという方法があると思うので、教育委員会や学校側と一体となって進めていただきたい。(委員)
 - 学童保育所に通わない子どもたちの遊び場として空いている所をできるだけ活用してほしい。児童館がない八千代市で放課後子ども教室をやるのは、すごく当たり前のように感じる。学校は全く放課後子ども教室のことを知らないとか、下校した後は学校の管理ではないというのではなく、先生もどのような活動をしているのか知ったり、学校の方から運営委員会に出ていたり、深い連携を取っていただきたい。(委員)
 - 新設される学童をクラス担任が知らないということを保護者から聞いた。学校施設の利用といった既存施設の活用は市民感覚からいうと当たり前なので、教育委員会ときちんと連携を取っていただきたい。放課後子ども教室は文部科学省管轄なので、学校側からも協力をできるだけ図れるような方向性を見出していきたい。(委員)
- 放課後子ども教室の指導員は、地域のボランティアや学校の保護者など、よく知っている方が来ているので、学校と何ら関わりがないということではない。放課後子ども教室がない学校もたくさんあり、先生の中には放課後子ども教室とは何かという状況もあるので、教育委員会ともう少し連携があればいいと思う。(委員)
- 私がこだわったのは、教職員のためのスペースという部分だけであり、特別教室を使ってはいけないということではなく、よく話し合いができるようにしていただきたい。(委員)
- 74 ページに「教育委員会との具体的な連携」と書かれているので、これを実践して

いただく。それから、教職員のためのスペースと名称を挙げると、空き教室があるという印象を与えかねないので、書かないという形で修正できればと思う。(議長)
※会議後に発言した委員とこの文言を残す方向で調整した。

○病児・病後児保育事業で「令和4年度を目途に確保します」と期限を区切って目標を立てていることはよいと思うが、第1稿と確保方策が大分変わっているが、この辺は現実的なところに目標を変えたということか。(委員)

○あと、ファミリーサポートセンター事業の確保方策のところも、同様に確保方策が変わっているが、この辺はどういうことか。(委員)

→第1稿の段階では、確保方策が固まっていなかったため、暫定的なものをとりあえず量の見込みとイコールになるような形で入れた。(事務局)

○病児・病後児保育事業で「地域的な偏りを考慮した上で」とあるが、これは勝田台以外にも広げていくという考えか。(委員)

→そのとおり。勝田台以外にも地域的なバランスも考慮して、確保方策を検討していく。(事務局)

○「No.12 不登校・ひきこもり児童への支援」で、これはそうなった人の対応だと思うが、そうなる前に学校で不登校生徒の早期発見・早期対応が必要だと思う。今学校の中で、コーディネーター的な不登校の対応をする担当の先生は決まっていないのか。(委員)

→担当課の実際の具体的な事業内容というのは把握していない。(事務局)

→生徒指導の担当は各学校にいる。ただ、コーディネーターというような仕事まではなかなかできない。それぞれの学校の担任が対応するというのが一番現実かと思う。(委員)

○文科省の「不登校児童生徒への支援の在り方について」という通知の中で、できるだけ「各学校において中心のかつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要」と書いてあり、一人一人の先生に任せるとバラバラの対応になるので、責任を持ったコーディネーター的な人を位置づけた方がよいのではないか。(事務局)

→計画の中に位置付けというよりは、もう少し具体的に学校の中でどうするか検討する段階かと思われる。意見があったことを指導課に伝えいただくことでいかがか。(議長)

○「No.51 関係機関の連携による障害児支援の充実」で「巡回施設支援や外来相談など充実を図る」とあるが、周知をしていくことで、こういう事業を各関係機関が活用できると思うので、「周知や充実を図ります」というようにするとよいと思う。(委員)

→周知は、非常に大事だと思うので、文言を追加するようお願いする。(議長)

○パブリックコメントとは、計画を読んだ市民が意見を言う会のようなものなのか。(委員)

- パブリックコメントは、約1か月間、ホームページや図書館、公民館等で計画素案を公表し、市民などから意見を募集する手続きになる。意見の提出方法は、インターネットで提出する方法や、ファックス、書面による郵送で行う方法がある。(事務局)
- パブリックコメントを行った際には、意見や感想等はあるものなのか。(委員)
- 条例や計画の内容にもよる。関心があるものにはあったりするので、やってみないとわからないところがある。(事務局)
- 「No.66 虐待防止対策」に「育児に困難を抱えている親に向けて、」「学びの場を提供することで虐待の防止に取り組みます。」という文言があるが、最近は虐待する親だけが悪いのではないということが言われており、例えばそういう保護者に寄り添うサポートもできる対策があれば、そういう文言も盛り込んでいくのはどうか。(委員)
- 子育て世代包括支援センターで、基本的には予防対策を行っていく形になっている。No.66の「グループワークを通じた」というところも実際に行っているが、人数的なこともあるため、この辺りを公に広め、公募を行ったりしながら、関心のある方にいろいろな情報を提供していきたいと思うので、少し言葉を替えて修正を検討したい。(事務局)
- 本日いただいた意見は、現段階で修正が可能なものについては修正をし、パブリックコメントの手続きを進めるということによろしいか。(議長)
- 次回の会議は、2月20日(木)か21日(金)に開催する予定。また、会議の出欠席の確認について、郵送からメールでの確認とさせていただきたい。(事務局)